

○北海道鉄道警察隊運営規程の運用について

平成28年 3月22日
道本地第7555号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

この度、函館方面本部の鉄道警察隊に新函館北斗詰所を設置することに伴い、北海道鉄道警察隊運営規程（平成元年警察本部訓令第24号。以下「規程」という。）の一部を改正するとともに、新たに次のとおり規程の解釈及び運用方針を定め、平成28年3月26日から実施することとしたので、その適正な運用に努められたい。

なお、「北海道鉄道警察隊運営規程の制定について」（平25. 12. 25道本地第6020号）は、同日付けで廃止する。

記

規程の解釈及び運用方針

項目	解釈及び運用方針
1 任務（第2条関係）	(1) この条は、鉄道警察隊（以下「隊」という。）が、鉄道に係る治安を維持するために遂行すべき任務を明確にしたものである。 (2) 「鉄道施設」とは、鉄道事業者が、鉄道事業の用に供する施設をいい、具体的には、列車、駅、線路、信号装置等の運転保安設備、車庫、工場、変電所等をいう。
2 隊本部及び詰所（第3条関係）	隊の効率的な運用を図るため、その活動拠点として、次のとおり隊本部及び詰所を置くこととした。 ア 隊本部は、警察本部及び方面本部の所在地の主要な駅に置き、隊の活動の本拠とする。 イ 詰所は、鉄道の主要な分岐点等の駅に置き、警戒警備、警乗、自動車警ら等の活動を行うための拠点とする。
3 活動区域（第4条関係）	(1) 隊の活動区域は、鉄道施設の特殊性に鑑み、警察署の管轄区域を越えて活動することが合理的であることから、隊の位置する当該方面の区域内に所在する鉄道施設及びその周辺とした。 (2) 「その周辺」とは、線路沿線及び鉄道施設の治安維持上、警察活動が必要と認められる区域をいう。 (3) この条は、隊の活動区域を定めたものであり、警察署の管轄責任とは異なるものである。したがって、隊の設置により警察署の管轄責任に影響を及ぼすものではない。
4 事件事故等の処理範囲（第5条関係）	(1) 事件事故等の処理に当たっては、犯人の逮捕、危険の防止、現場保存等現場における初動的な措置を行った後、速やかに関係警察署に引き継ぐものとする。 (2) 北海道鉄道警察隊運営規程別表2は、事件事故等に対する初動的な措置を行うに当たっての必要最小限の基準を示したものであるが、その性質、内容等によっては、当該基準にかかわらず、関係警察署と協力して処理するものとする。

5 制服の着用等 (第5条の2関係)	第3項は、鉄道施設における公共の安全と秩序の維持に当たするため、制服による勤務ではその目的を達成することができないと認めるときは、課長の指示で私服により勤務することができることを定めたものである。
6 関係都府県警察との連携(第6条関係)	第1項の「便宜供与」とは、警乗を行う隊員に対する休憩施設、拳銃保管庫の提供等をいう。
7 勤務時間(第9条関係)	(1) 勤務時間をA、B、C、D及び当務に区分したのは、列車が集中する時間帯及び鉄道施設における事件事故が多発する時間帯の警察活動を強化しようとするものである。 (2) 宿泊を必要とする警乗については、当務勤務を原則とする。 (3) 第3項の「定められた場所」とは、施設内の休憩室をいう。
8 時間配分基準(第11条関係)	(1) 時間配分基準の時間数を「おおむね」としたのは、課長が、管内の情勢等を踏まえて、ある程度弾力的に運用できるようにしたものであり、原則として、時間配分基準の前後1時間の範囲で変更できるものとする。 (2) 警乗、警ら及び警戒警備の時間配分を併せて定めたのは、隊の特性である広域性を生かし、治安情勢に応じて多角的な運用を図ることができるようにしたものである。 (3) 「指示教養等」は、勤務方法ではないが、隊員に対して点検、訓示、指示等を行い、命令を徹底し、併せて必要な指導教養及び訓練を行う必要があることから別に定めたものである。
9 勤務基準の指定(第14条関係)	勤務基準の指定は、事件事故の発生実態等を考慮して行うものとする。
10 月間勤務計画(第15条関係)	月間勤務計画は、隊を効果的に運用するための基本計画であることから、課長は、月間勤務計画の策定に当たっては、鉄道施設における治安情勢、関係部課等の月間重点、主要行事等を考慮しなければならない。
11 勤務日の勤務計画及び勤務記録(第16条関係)	(1) 勤務日の勤務計画は、事件事故等の発生状況等を勘案し、実施可能で、かつ、効率的なものとする。 (2) 勤務日誌は、隊本部勤務のほか、必要により警乗勤務、詰所勤務等の勤務の内容に応じて作成し、勤務日の活動重点、勤務内容、勤務変更、事件事故の取扱い、諸願届の受理状況等を記録するものとする。
12 警戒警備(第18条関係)	警戒警備は、鉄道施設における治安情勢等を勘案し、鉄道施設に係る不法事案、雑踏事故等の発生を未然に防止するため行うものとする。
13 警乗(第19条関係)	(1) 警乗の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。 ア 列車内における事件事故等の発生状況及び当日の列車運行

	<p>状況を事前に把握しておくとともに、必要な装備資機材等を携帯すること。</p> <p>イ 警乗を実施する列車が発車するおおむね10分前にプラットフォームに臨場し、旅客の動向等を把握すること。</p> <p>ウ 発車前に当該列車の車掌と連絡を取り、警乗区間を告げるとともに、旅客に関する情報、事件事故等の発生時における相互の連絡及び協力の方法、待機場所等について打合せを行うこと。</p> <p>エ 列車内の巡回は、警乗の開始後及び終了前に行うほか、相当数の旅客の乗降があったときなど必要に応じて実施すること。</p> <p>(2) 隊員は、警乗中における事件事故等の処理に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>ア 警乗中に被疑者の逮捕、追尾等緊急の事態が発生したときは、警乗の中止、列車の変更等の措置を講ずること。</p> <p>イ 事件事故等が発生した場合において速報の必要性があるときは、無線機等により、当該隊員が所属する隊及び最寄りの鉄道施設を管轄する警察署（以下「所轄警察署」という。）に報告すること。</p> <p>ウ 被疑者を同行するときは、列車からの飛び降りなど、事故防止に十分注意すること。</p> <p>(3) 警乗に当たっては、旅客に不快の念を抱かせることのないよう服装、言葉遣い、態度等に十分注意すること。</p>
<p>14 警乗計画（第20条関係）</p>	<p>(1) 警乗計画は、事件事故の発生実態、列車の運行状況（列車種別、列車本数、乗車人員等）等を十分に把握した上で、警乗を実施する路線、列車、区間等を選定して策定するものとする。</p> <p>(2) 第4項の「緊急やむを得ない場合」とは、鉄道施設において重要特異事案が発生した場合、警乗の直前に被疑者を逮捕した場合等をいう。</p> <p>(3) 第5項の「警乗計画に定める警乗以外の警乗」は、原則として、他方面にわたらず、かつ、5時間以内に往復できる区間において実施するものとする。</p>
<p>15 警ら（第21条関係）</p>	<p>(1) 鉄道警察用無線自動車は、線路沿線等の警らの手段として運用するものであり、警ら用無線自動車とは異なるものである。</p> <p>(2) 警らに当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>ア 積極的に職務質問を行い、犯罪の予防・検挙に努めるとともに、危害の防止、市民に対する保護等を行うほか、鉄道施設に係る状況の掌握に努めること。</p> <p>イ 鉄道施設における事件事故等の発生状況等を踏まえ、計画的かつ重点的に実施すること。この場合において、各種犯罪</p>

	<p>の予防・検挙に努めるとともに、鉄道警察用無線自動車を効果的に活用すること。</p> <p>ウ 鉄道営業法（明治33年法律第65号）第29条及び第30条に規定する不正乗車については、告訴を必要とされている。したがって、隊員が鉄道警察に係る諸活動を通じて不正乗車を現認した場合には、鉄道事業者に通報し、その措置に委ねること。ただし、不正乗車の態様により、詐欺罪、有価証券偽造罪等に該当する場合には、検挙等の措置を講ずること。</p> <p>エ 駅構内は、少年のたまり場となったり、少年非行事案の発生等が予想されることから、積極的な補導、保護活動を行うこと。</p> <p>オ 駅構内においては、不特定多数のい集、往来等があることから、迷い子、病人、負傷者等の保護事案が多く発生すると考えられるが、保護事案が発生した場合には、身元の確認、保護者への連絡等必要な措置を講ずること。</p>
16 警ら区及び警ら要点（第22条関係）	<p>(1) 警ら区は、鉄道施設における警らを計画的かつ効率的に行うために設定する区域である。</p> <p>(2) 警ら区の設定に当たっては、徒歩警らの場合は駅構内、ターミナルビル等を、鉄道警察用無線自動車による警らの場合は線路沿線等を重点とすること。</p> <p>(3) 警ら要点の指定に当たっては、信号場（専ら列車の行き違い又は待ち合わせを行うために使用される場所をいう。）、変電所、踏切、橋りょう、トンネル、待合室等を重点とすること。</p>
17 立番（第24条関係）	<p>「駅の適当な場所」とは、駅の出入口付近、改札口等をいう。</p>
18 警察署長との連絡協調（第25条関係）	<p>課長は、管轄責任を有する警察署長との間において、重要な鉄道施設の警備、事件事故等発生時の措置、事件事故等の引継要領等について、あらかじめ協議しておくものとする。</p>
19 所轄警察署との関係（第26条関係）	<p>(1) 第2項第1号の「所轄警察署において措置することが適当と認められる場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>ア 事件事故等の性質、内容等から判断して、当初から所轄警察署が措置しなければ、事後処理に支障を来すおそれがあると認められる場合</p> <p>イ 事件事故等の発生場所が、隊本部から遠距離にあるなどの事情から、臨場に長時間を要する場合</p> <p>(2) 所轄警察署長は、鉄道施設に係る事件事故等処理するため必要があるときは、隊員の派遣を求めることができることとしたが、これは、隊員の専門的知識及び技能を必要とする場合、鉄道事業者との連絡のため必要がある場合等である。</p>
20 事件等の引継	<p>課長は、関係警察署に事件等を引き継ぐ場合は、被疑者の人定</p>

ぎ(第27条関係)	事項、証拠資料、関係書類等を十分に点検し、事後の処理に支障を来すことのないようにしなければならない。
21 応援派遣(第28条関係)	<p>応援派遣の要請は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 要請の理由 イ 派遣の日時及び期間 ウ 必要人員 エ 派遣場所 オ 装備資機材 カ その他必要な事項
22 関係機関との連携(第29条関係)	<p>(1) 課長は、鉄道施設及び鉄道運輸の実態を把握するため、鉄道事業者から必要な資料及び情報の提供を受けるなど、鉄道に係る公安の維持を図るため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>また、鉄道事業者等との間において、爆破(予告)事件、鉄道事故等の発生時における相互の連絡方法、鉄道事業者が執るべき初動措置等について、事件事故等の態様に応じ、具体的に定めておかななければならない。</p> <p>(2) この条に規定する連絡担当者には、隊長をもって充てるものとする。</p>